

議案第二十号

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

港区立母子生活支援施設条例（令和元年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（第九条の二及び第十条第二項において「妊産婦等生活援助事業」という。）の実施に関すること。

第四条第一号中「第二条に規定する」を「区規則で定める母子保護の実施の用に供する」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（妊産婦等生活援助事業の実施）

第九条の二 妊産婦等生活援助事業は、法第六条の三第十八項に規定する特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることにより実施するものとする。

2 妊産婦等生活援助事業の用に供する室数は、区規則で定める。

第十条第二項中「は、入所者等」を「及び妊産婦等生活援助事業を利用している者（以下この条、次条及び第十八条第一項第二号において「利用者」という。）は、入所者等及び利用者」に改め、同条第三項中「入所者等」の下に「及び利用者」を加える。

第十一条及び第十八条第一項第二号中「入所者等」の下に「及び利用者」を加える。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正を踏まえ、母子生活支援施設が行う事業に妊産婦等生活援助事業を追加するため、本案を提出いたします。